

【冬季（1月）】

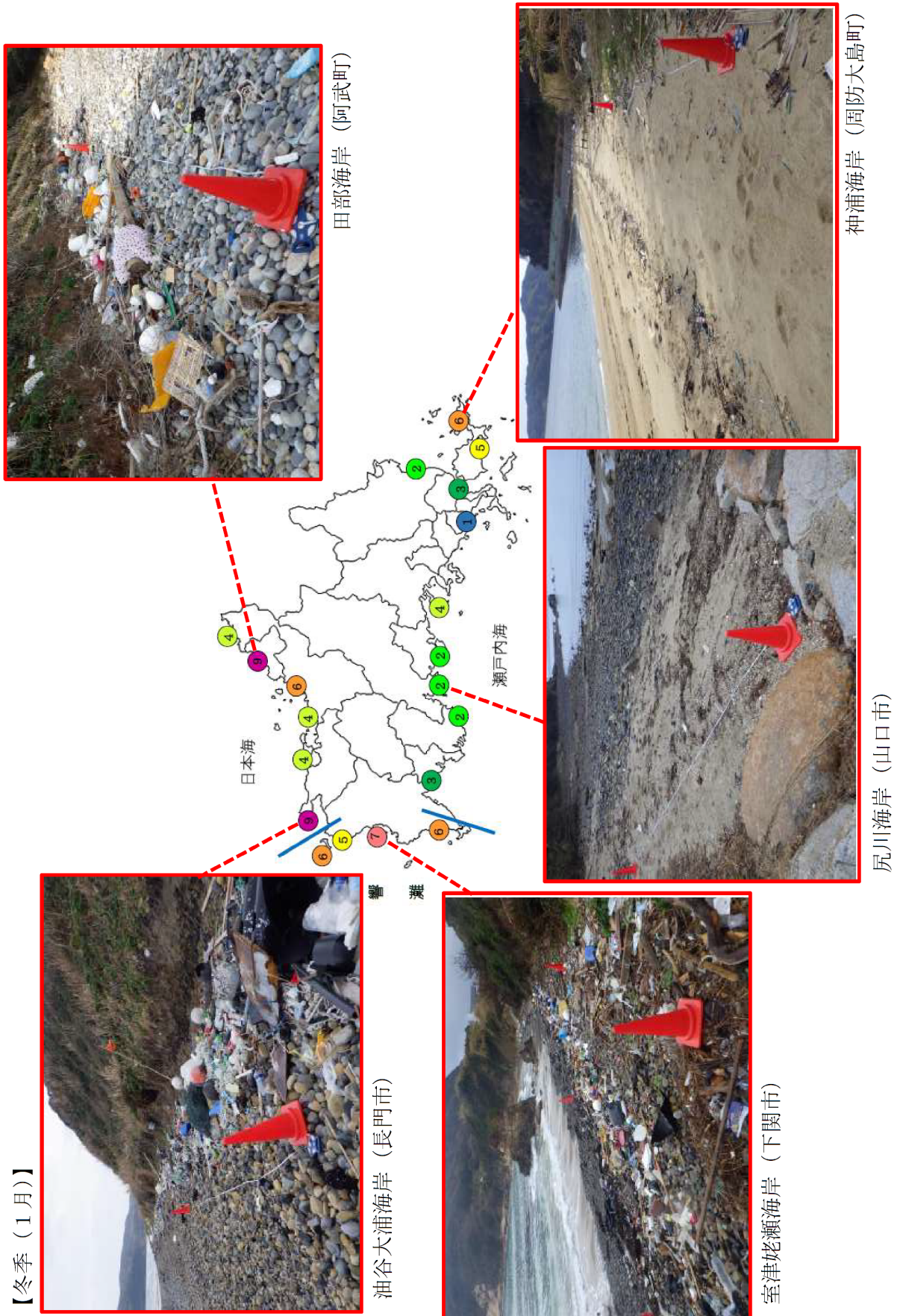


図 2-7 海岸漂着物の分布調査の状況

(2) 組成調査の結果

分布調査を行った 20 地点のうち、5 地点の漂着物の量及び組成の結果は、表 2-12、図 2-8、図 2-9 のとおりです。

表 2-12 海岸漂着物の組成調査における量の結果

市町	海岸	重量(kg/10m)		
		夏季	冬季	冬季/夏季
周防大島町	神浦海岸	6.2	13.5	2.2
光市	五軒屋海岸	0.6	0.5	0.8
山口市	尻川海岸	0.8	0.3	0.4
下関市	武久中継ポンプ場前海岸	12.5	34.2	2.7
長門市	油谷大浦海岸	11.2	120.3	10.7

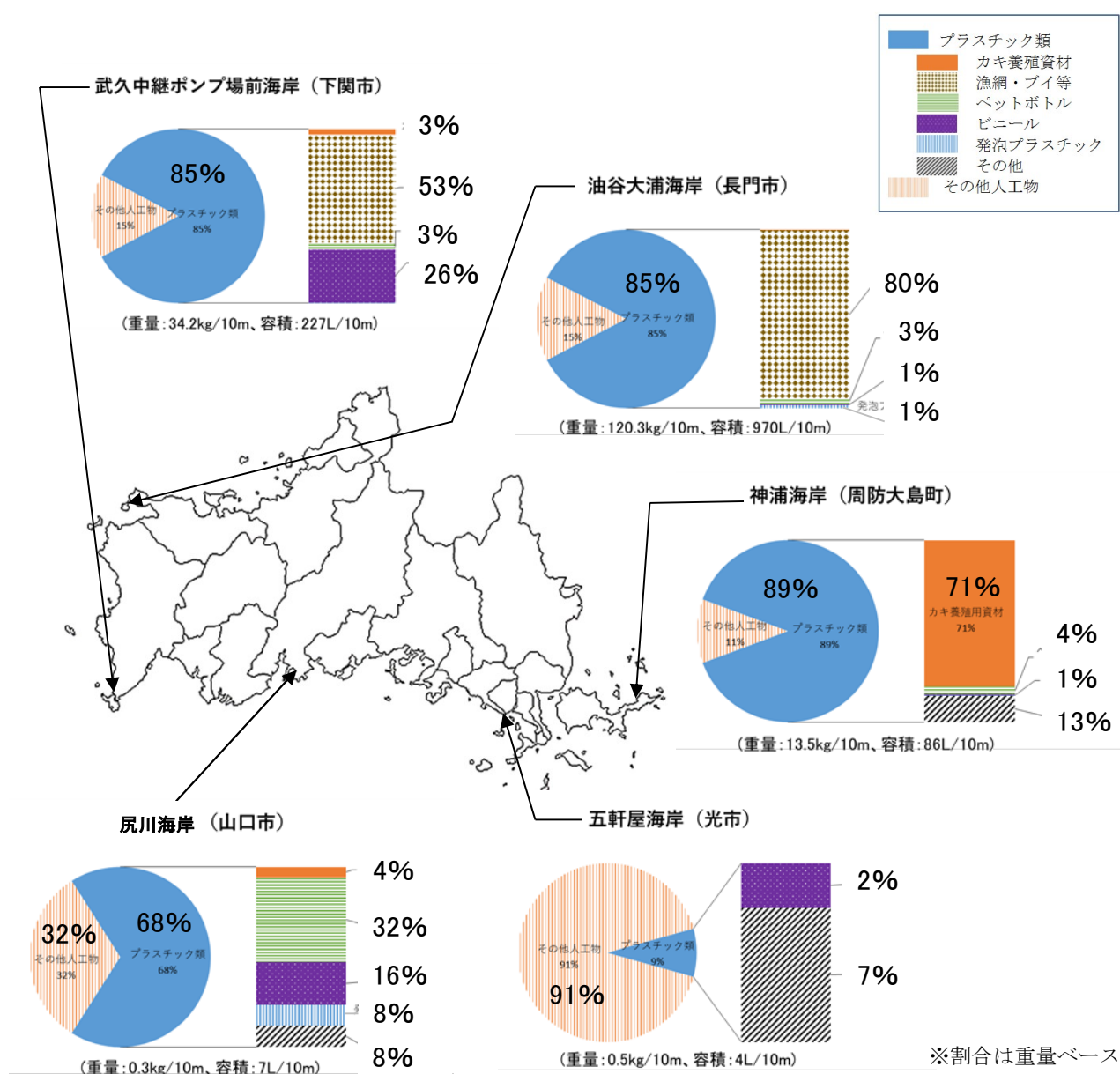



図 2-8 海岸漂着物の組成調査結果【冬季(1月)】

プラスチック類

カキ養殖用資材	 <p>カキ養殖用パイプ</p>	 <p>豆管ワッシャー</p>	 <p>アナゴ筒</p>
漁網・ブイ等	 <p>漁網</p>	 <p>ブイ ルアー</p>	 <p>タコつぼ 釣り餌容器</p>
ペットボトル		 <p>海外由来</p>	 <p>海外由来</p>
ビニール	 <p>食品容器</p>	 <p>ストロー</p>	 <p>衛生手袋</p>
発砲プラスチック	 <p>カップ・食品容器</p>	 <p>保冷容器</p>	 <p>ブイ</p>
その他	 <p>薬品容器</p>	 <p>歯ブラシ</p>	 <p>ボトル蓋</p>

その他人工物

その他人工物	 <p>缶</p>	 <p>ビン</p>	 <p>紙製容器</p>	 <p>布製品（作業着）</p>
--------	--	---	---	---

図 2-9 海岸漂着物の組成調査の状況

(3) まとめ

【分布調査】

- 日本海・響灘は、瀬戸内海に比べて漂着物の量が多い傾向にあった。
- 日本海・響灘は、季節風の影響が強い冬季に漂着量が増加する地点が多かった。
- 瀬戸内海では、夏季と冬季の漂着量に大きな差はなかったが、周防大島町の広島湾内の海岸では冬季の漂着量が重量ベースで倍増した。

【組成調査】

- 5地点中4地点では、プラスチック類の割合が高く7～9割を占めた。
- 日本海・響灘は、漁具（漁網、ブイ等）や外国語表記の漂着物などが多く、響灘の市街地付近の海岸には生活系ごみも多数見られた。
- 瀬戸内海は、漁具（カキ養殖用資材）や生活系ごみが見られ、特に周防大島町の広島湾内の海岸では他海岸に比べて漁具（カキ養殖用資材）の割合が高かった。

2 廃ポリタンクや医療廃棄物等の漂着状況

日本海・響灘では、毎年、廃ポリタンクや医療廃棄物等の漂着があり、沿岸市町や住民に不安を与えています。

令和元年度の廃ポリタンクや医療廃棄物等の漂着状況は、表2-13のとおりです。

廃ポリタンク(主に20リットル)は、毎年、1月～3月の間に大量の漂着が確認されており、ラベル等何らかの表示があるものの多くに外国語表記が見られています。

表 2-13 廃ポリタンクや医療廃棄物等の漂着状況(令和元年度)

種類	(個)	発見個数				全 国	
		下関市	長門市	萩 市	阿武町		
廃ポリタンク	1,345(26)	89(1)	177(25)	1,021(0)	58(0)	21 道府県	13,821
医療廃棄物等	3	3	0	0	0	12 県	627
漁具	1,906	10	0	1,748	148	19 道府県	46,042
電球	70	6	20	43	1	14 道県	1,297

(注1) 令和2年3月末現在(環境省調査)

(注2) 廃ポリタンクの()は、内容物ありの個数

第3節 漂流ごみ等の状況

1 漂流ごみの実態調査

瀬戸内海の漂流ごみの実態は、平成26～27年度に環境省が調査を行っています。

(1) 調査内容

調査時期	調査海域	調査対象
平成26年2～3月 平成27年10月	広島湾南 他5海域	漂流ごみ、マイクロプラスチック

(2) 調査結果

国内の他の海区と比較した調査結果を、表 2-14、図 2-10 に示します。

- ・瀬戸内海区は、日本の沖合域に比べてその他石油化学製品と発泡スチロールの密度（個/km²）がとりわけ高かった。
- ・マイクロプラスチックの浮遊密度（個/m³）は、太平洋中区を除いた日本の沖合のいずれの海域よりも低かった。

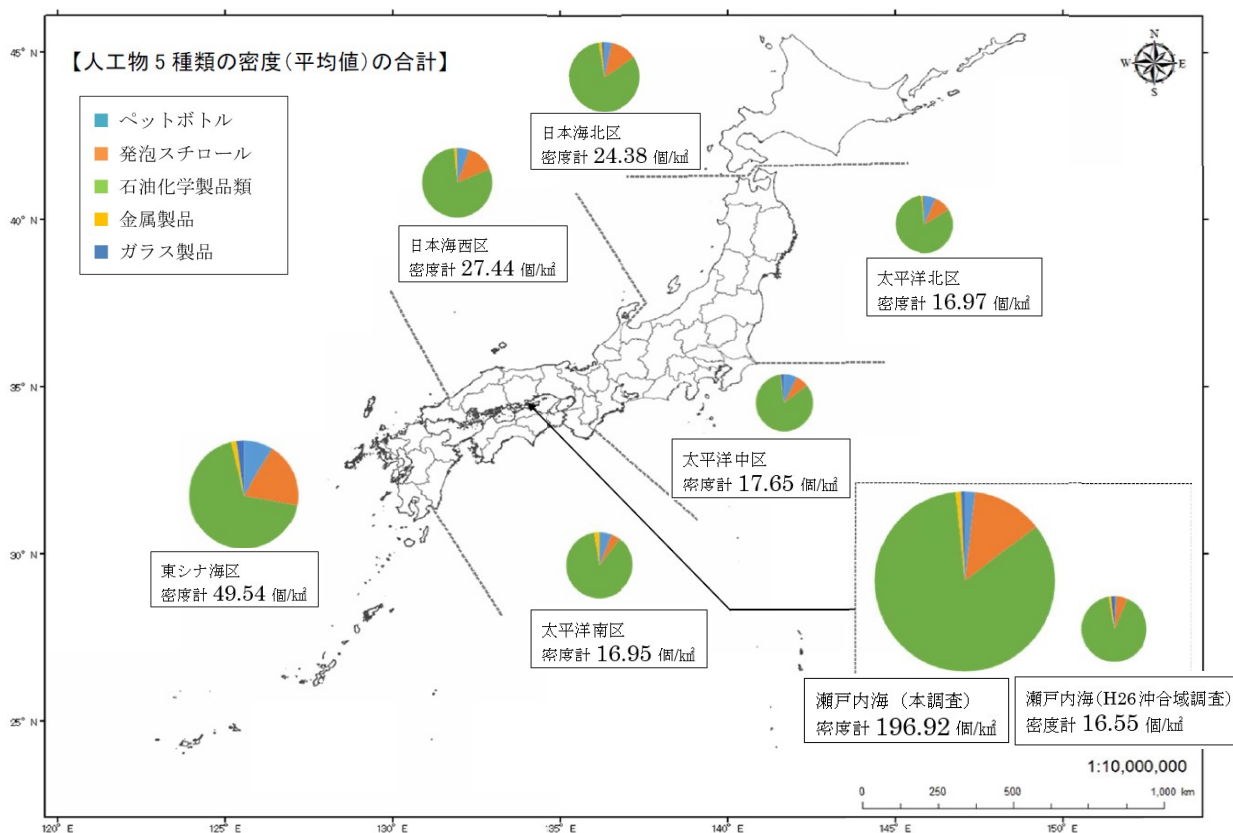
表 2-14 各海区における漂流物密度(平均値)

漂流物種類	H26 沖合域						H26 沿岸域	本調査	
	東シナ海区	日本海西区	日本海北区	太平洋北区	太平洋中区	太平洋南区	瀬戸内海区	瀬戸内海区	
ペットボトル	4.35	1.50	0.82	1.12	1.28	1.00	0.14	—	3.52
発泡スチロール	9.43	3.66	3.05	1.63	1.30	0.75	0.93	1.94	25.17
その他石油化学製品*	33.89	21.86	19.88	13.96	14.68	14.76	15.0	16.74	165.05
金属製品	0.79	0.33	0.34	0.16	0.06	0.44	0.21	—	1.85
ガラス製品	1.08	0.09	0.29	0.10	0.33	0.00	0.27	—	1.33
マイクロプラスチック	0.59	1.23	0.73	1.22	0.00	15.75	—	0.04**	0.35

* 本調査と過年度の調査では漂流物種別が一部異なるため、H26 沖合域・沿岸域両調査では「ビニール(プラスチックシート)」「その他石油化学製品」の 2 種類の合計を、本調査では「食品包装材」「レジ袋」「その他プラスチック製品」の3種類の合計を「その他石油化学製品」としている。

** H26 沿岸域調査は1~5mm のマイクロプラスチックの密度
[単位] 密度 個/km²、マイクロプラスチックのみ 浮遊密度 個/m³

(出典) 平成 27 年度瀬戸内海における漂流ごみ実態把握調査業務報告書



(出典) 平成 27 年度瀬戸内海における漂流ごみ実態把握調査業務報告書 (平成 28 年 3 月)

図 2-10 海区ごとの人工物 5 種類の密度(平均値)の合計

2 海底ごみの実態調査

県内海域の海底ごみの実態を把握するため、令和 2 年度に環境省「沿岸海域における漂流・海底ごみ実態把握調査」に準じた海底ごみの組成及び量の調査を行いました。

(1) 組成及び量の調査の結果

調査は、響灘（下関市）及び瀬戸内海（山口市）の小型底びき網漁（響灘：2 隻、瀬戸内海：3 隻）で操業中に回収された全ての海底ごみを確認しました。調査結果は表 2-15、図 2-11 のとおりです。

表 2-15 海底ごみの調査結果

		プラスチック	発泡スチロール	ゴム	ガラス陶器	金属	紙、ダンボール	木(木材等)	自然物	計
響灘	重量	59.6	0.1	0.6	3.7	5.9	0.1	1.7	0.7	72.4
	重量/操業回数	1.5	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	1.8
	重量/清掃海底面積	15.8	0.0	0.2	1.0	1.6	0.0	0.5	0.2	19.2
瀬戸内海	重量	40.0	0	0.3	0	17.0	-	0	11.7	69.0
	重量/操業回数	1.7	0	0.0	0	0.7	-	0	0.5	3.0
	重量/清掃海底面積	29.2	0	0.2	0	12.4	-	0	8.5	50.3

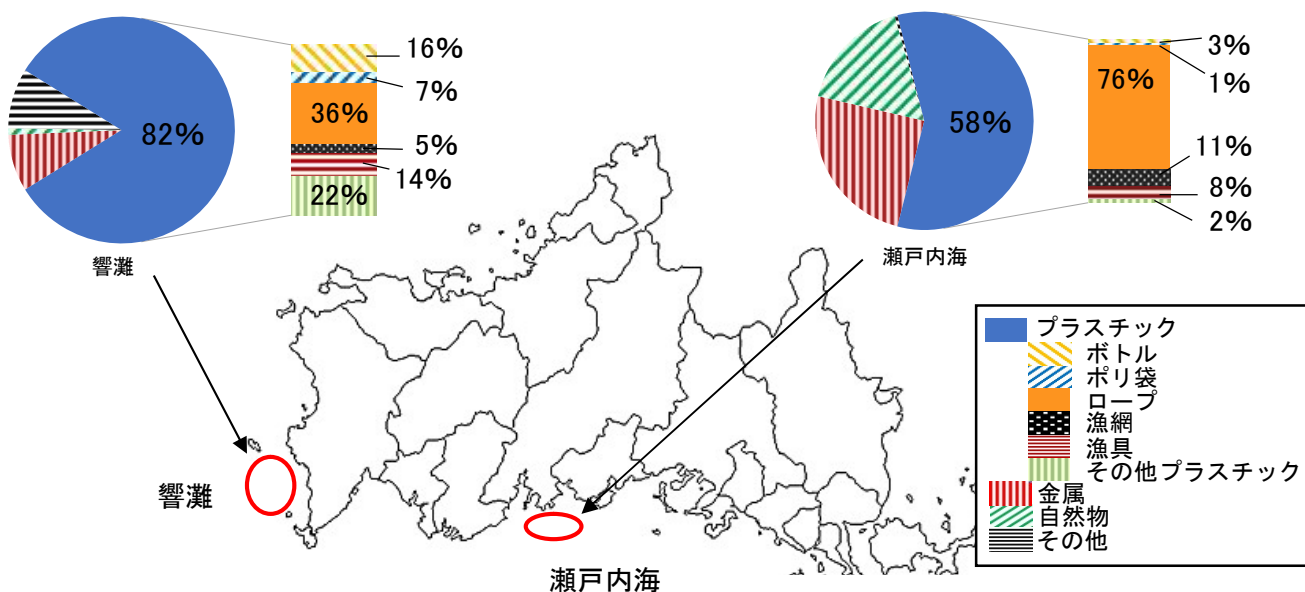
注 1：重量は kg である。

注 2：本調査で確認されなかった天然繊維、革及び電化製品、電子機器は表に示していない。

注 3：0.05kg 未満は計測下限値のために、下限値未満の場合は(-)とした。

注 4：重量/操業回数は 1 回の網入れによる回収量の平均を示す。

注 5：重量/清掃海底面積は、操業面積（ビーム長(km)×船速(km/h)×作業時間(h)×作業回数) 1 km²あたりの回収量の平均を示す。



※割合は重量ベースであり、棒グラフはプラスチックの内訳を示す。

図 2-11 海底ごみの調査結果

(2) まとめ

- 響灘と瀬戸内海の海底ごみの量は大きな差が見られなかった。
- 響灘では、プラスチックの割合が8割を占めたのに対し、瀬戸内海では金属や自然物等の回収量も多かった。
- 響灘では、漁業由来に加え生活由来のボトルやポリ袋なども多数みられた。
- 瀬戸内海では、プラスチックは漁業由来が大半を占め、金属も漁業由来（ワイヤー及び錘）の割合が高かった。

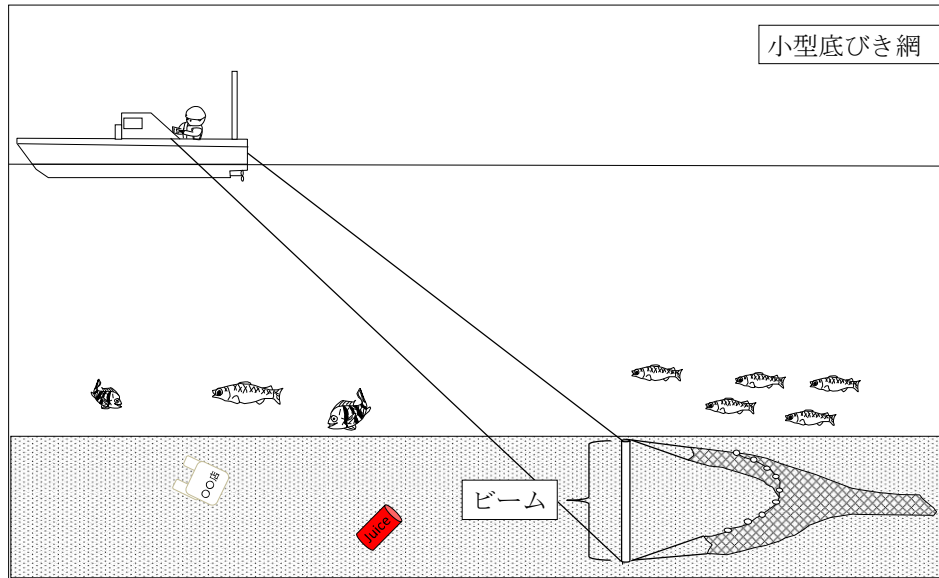


図 2-12 小型底びき網漁のようす



図 2-13 海底ごみの調査の状況

(3) 海底ごみの状況

瀬戸内海の海底ごみの実態は、平成 26 年度に環境省でも調査が行われています。

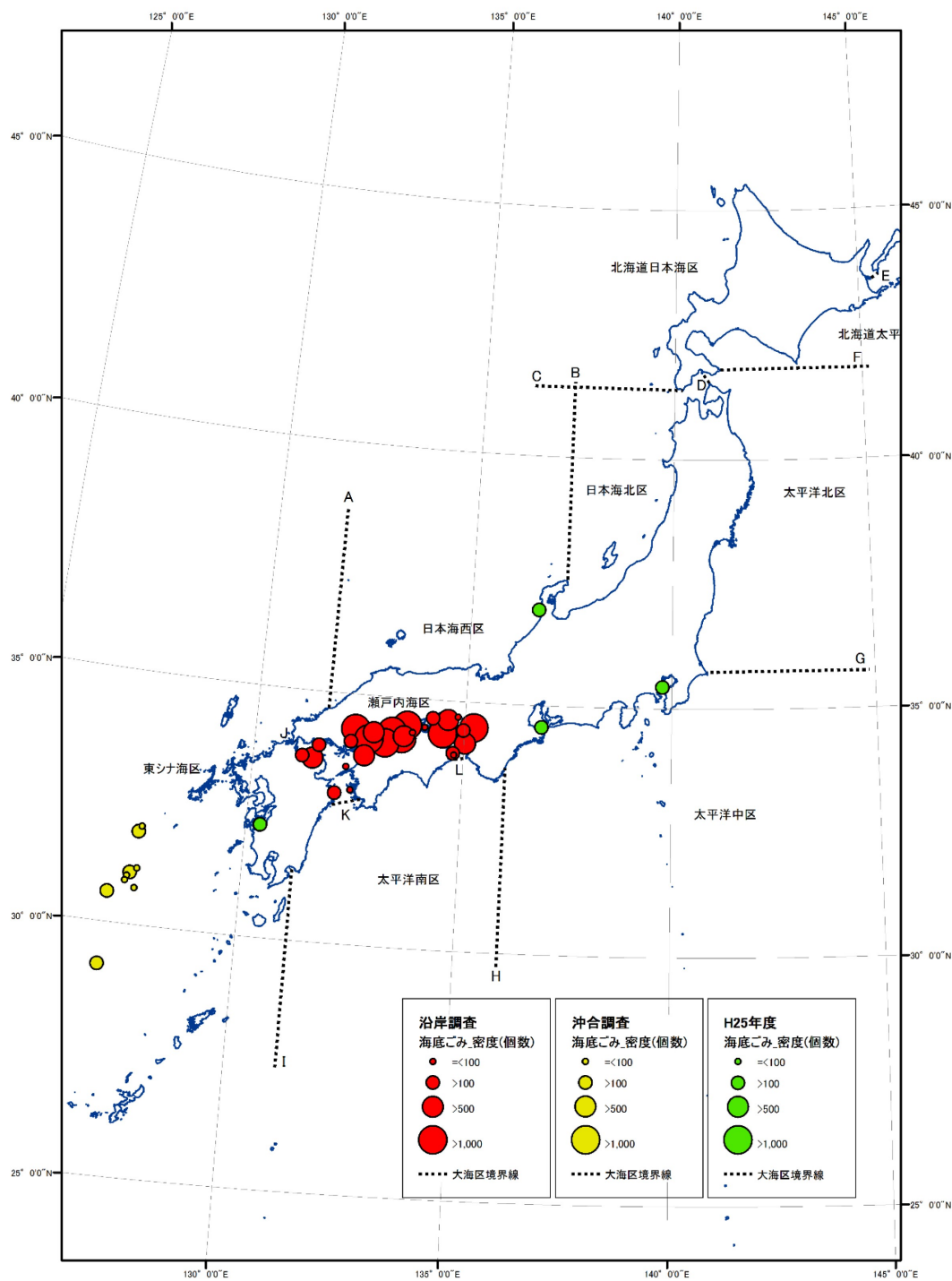
① 調査内容

調査時期	調査海域	調査対象
平成 27 年 1～3 月	広島湾南、周防灘北部 他 24 海域	海底ごみ

② 調査結果

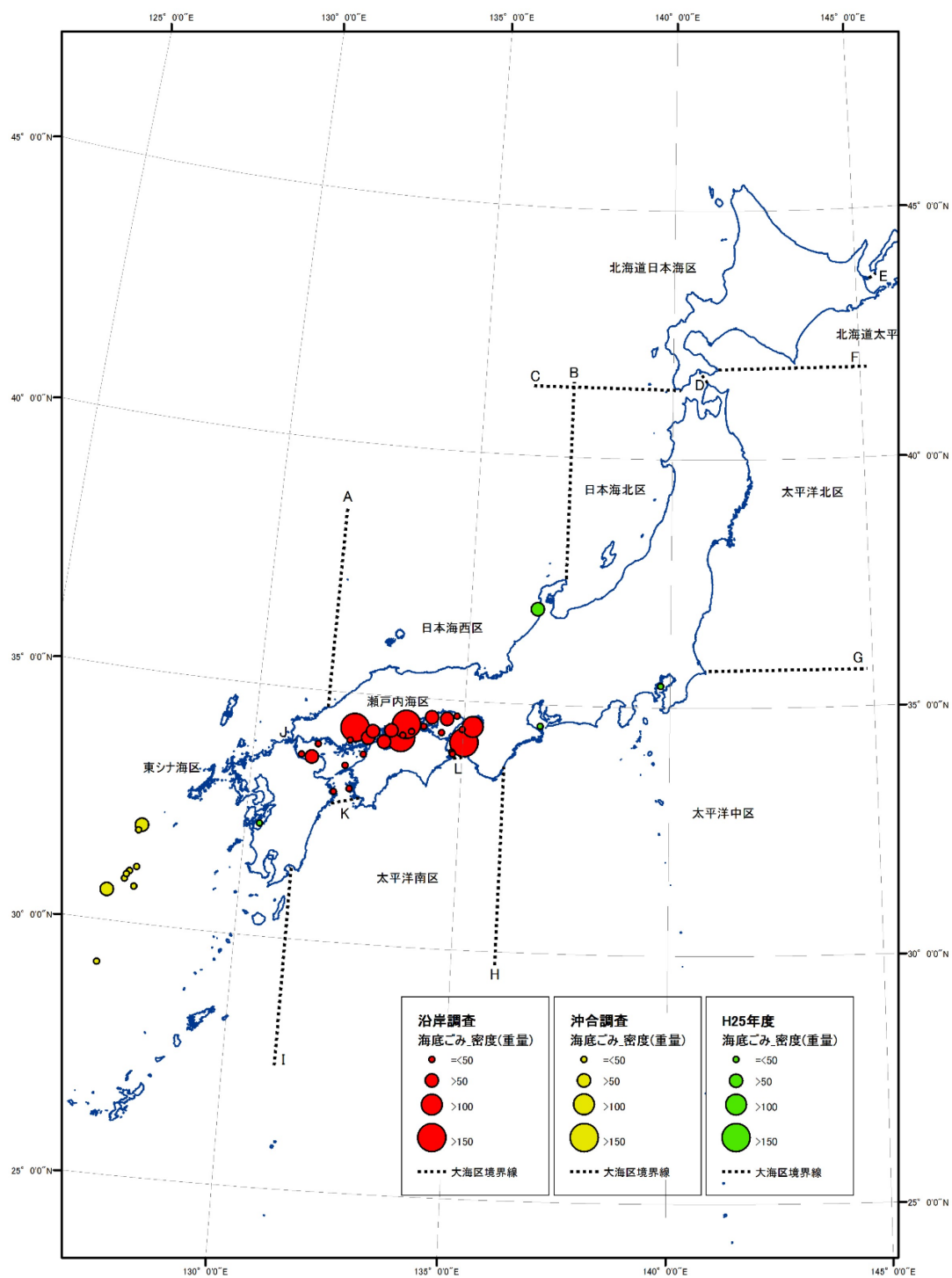
国内の他の海区と比較した調査結果を図 2-14、図 2-15 に示します。

瀬戸内海区は、他の海域に比べて海底ごみの密度(個数及び重量)が高かった。



(出典) 平成 26 年度沿岸海域における漂流・漂着ごみ実態調査 (平成 27 年 3 月)

図 2-14 海底ごみ調査の密度(個数)の分布



(出典) 平成 26 年度沿岸海域における漂流・漂着ごみ実態調査 (平成 27 年 3 月)

図 2-15 海底ごみ調査の密度(重量)の分布

第4節 海岸漂着物対策の取組

1 国の取組

(1) 「海岸漂着物処理推進法」(平成 21 年法律第 82 号)の公布・施行

(平成 21 年 7 月制定、平成 30 年 6 月改正)

景観、環境、海洋環境の保全に深刻な影響を及ぼしている海岸漂着物等の円滑な処理及び発生抑制の抑制を図るため、海岸漂着物等の処理責任等を明確にしています。

- ・ 政府は、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針を定める(法第 13 条)
- ・ 都道府県は、海岸漂着物対策を推進する地域計画を国の基本方針に基づき、作成する(法第 14 条)

また、平成 30 年 6 月の改正では、漂流ごみ等の処理推進やマイクロプラスチック対策など新たな規定を追加しています。

(2) 「国の基本方針」の閣議決定(平成 22 年 3 月策定、令和元年 5 月変更)

〈基本方針で定める事項〉

- ・ 海岸漂着物対策の推進に関する基本的方向
- ・ 地域計画の作成に関する基本的事項
- ・ 海岸漂着物対策推進協議会に関する基本的事項

〈法改正を踏まえて令和元年 5 月に追加された主な改正事項〉

- ・ 流域圏で関係主体が一体となって対策を実施
- ・ 漂流ごみ等について、漁業者等の協力を得ながら処理を推進
- ・ 3R*の推進による循環型社会の形成
- ・ マイクロプラスチックの海域への排出の抑制
- ・ 多様な主体の全国規模での連携強化

(3) 「海岸漂着物等地域対策推進事業*」の実施

県及び市町が実施する海岸漂着物等の回収・処理及び発生抑制対策に対して、表 2-16 に示すような財政的な支援を平成 27 年度から実施しています。

表 2-16 令和 2 年度海岸漂着物等地域対策推進事業(環境省)

対象事業	対象地域	補助率
回収・処理事業	離 島 (離島振興法対象地域)	9/10
	半 島 (半島振興法対象地域)	8/10
	過疎地 (過疎地特措法対象地域)	
発生抑制対策事業	その他の地域	7/10
	協議会運営経費 等	1/2
ボランティア回収による漂流・海底ごみ処理	—	定額

※地方負担額の 8 割を特別交付税措置 (協議会運営経費等は対象外)

(4) 「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」の策定(令和元年5月策定)

海洋プラスチックごみによる「新たな汚染を生みださない世界」の実現を目指し、以下の対策分野ごとに具体的な取組をまとめています。

- ① 廃棄物処理制度等による回収・適正処理の徹底
- ② ポイ捨て・不法投棄、非意図的な海洋流出の防止
- ③ 陸域での散乱ごみの回収
- ④ 海洋に流出したごみの回収
- ⑤ 代替素材の開発・転換等のイノベーション
- ⑥ 関係者の連携協働
- ⑦ 途上国等における対策促進のための国際貢献
- ⑧ 実態把握・科学的知見の集積

2 県及び市町の取組

(1) 海岸漂着物等の回収・処理

平成22年度以降の県及び市町の回収実績を表2-17に示します。

表 2-17 海岸漂着物等の回収・処理の実施状況

[単位：トン]

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
海岸漂着物	249	275	102	326	331	622	348	323	308	303
漂流・海底ごみ	—	—	—	—	—	0.5	64	30	51	16

また、令和元年度以降の県及び市町による海岸漂着物等の回収・処理の実施状況は、表2-18(県)、表2-19(市町)のとおりです。

表 2-18 海岸漂着物等の回収・処理の実施状況(県)

県担当課	事業名	内容
廃棄物・リサイクル対策課	海岸漂着物等地域対策推進事業	国の海岸漂着物等地域対策推進事業を活用して、海岸漂着物等の回収・処理を実施する市町への支援を実施 実施市町：10市町
水産振興課	単県農山漁村整備事業	漁業者による沖合の海底清掃に係る経費の補助 周防大島町橘地区沖合 (R1年度 漁船41隻、1.845km ²)
	水産多面的機能発揮対策事業	民間団体による海岸区域の漂流、漂着物、堆積物処理に関する活動経費の補助 周南市大津島(年間3回程度、延べ200人)
河川課	河川環境美化推進事業	・河川海岸愛護活動を行う民間団体等への助成金の交付 ・河川海岸愛護活動参加者を対象とした傷害保険の掛金助成 ・山口県快適環境づくり連合会が行う河川海岸愛護に係る事業経費の補助
港湾課	港湾環境整備事業	・港湾区域内の漂流物等の処理 ・民間団体による港湾区域内の漂流物等の清掃に関する事業等に係る経費の補助

表 2-19 海岸漂着物等の回収・処理の実施状況(市町)

市町	事業名	内容
岩国市	通津美が浦海浜清掃	市民、企業、団体による海岸清掃
	藤生海岸海浜清掃	市民、団体による海岸清掃
	青木海岸清掃	市民、団体による海岸清掃
柳井市	柳井市をきれいにする実践活動の日（日本列島クリーン大作戦）	自治会、団体、企業による全域の清掃
光市	クリーン光大作戦	市民、企業、団体等による海岸及び河川等の清掃
宇部市	リフレッシュ瀬戸内	地域、企業、団体等による海岸清掃
下関市	リフレッシュ瀬戸内	市民、企業、団体による海岸清掃
長門市	長門市海岸清掃の日	自治会、ボランティア団体、事業所による海岸清掃
萩市	萩市河川海岸一斉清掃等	市民、企業、団体による海岸及び河川清掃
阿武町	I・Love・阿武町・クリーンアップ大作戦	町民、企業、団体による海岸及び河川を含む町内の清掃

(2) 海岸漂着物等の発生抑制対策

① 環境教育・普及啓発

県及び市町が、関係団体等と連携・協力して、環境教育や普及啓発に取り組んでおり、その取組状況は、表 2-20（県）、表 2-21（市町）のとおりです。

表 2-20 環境教育・普及啓発の取組状況(県)

事業名	実施年度	内容
NEAR プロジェクト 海辺の漂着物調査	H8～	地元小中学校の協力の下、(公財)環日本海環境協力センター主催の調査に参加 参加団体：県、下関市、長門市、下関市立誠意小学校、長門市立日置中学校、長門市立菱海中学校
海岸清掃 エコバスツアー	H22～	山口県快適な環境づくり連合会に委託して、県内大学生を対象とした海岸清掃エコバスツアーを実施 参加大学：12 大学 参加人数（R1 年度までの累計）：1,310 人
やまぐちのキレイな 海岸フォトコンテスト	H27～	幅広い県民を対象にしたフォトコンテストを開催 応募点数（R2 年度までの累計）：2,216 点 環境保全活動部門、景観部門 (H27 のみ、一般部門、携帯・スマホ部門として実施)
やまぐちの美しい 海づくり事業	H28 ～ H30	親子を対象とした離島での海岸清掃エコツアーを開催 参加人数（累計）：305 人 95 組 回収量（累計）：279kg ※漂着物調査分

表 2-21 環境教育・普及啓発の取組状況(市町)

市町	事業名	実施年度	内容
宇部市	うべSDGs プラスチック・ スマート運動	R1～	マイバッグキャンペーン、海洋プラスチックごみ問題に関する企画展示、脱使い捨てプラスチック生活のアイデア募集などを実施
	うべプラスチック・スマートアクションプラン	R1～	プラスチック問題の解決に向けて、排出抑制、流出防止、連携・協働の三つを大きな柱として取組を進め、SDGsの目標達成と持続可能な社会を実現
長門市	バイオマスプラスチック製指定ごみ袋の採用	R2～	指定ごみ袋を植物由来原料を10%以上配合した材質に変更し、市民の環境保全への意識を向上
萩市	きれいなまち・萩美化推進制度	H12～	市内の道路、公園、河川等の美化・保全のため、市民が親代わりとなって、ボランティアで管理し、地域美化に対する意識の高揚を図り、市民と市が一体となった地域活動を推進

② 3Rの推進

海岸漂着物等の多くが国内で発生する生活系ごみに由来していることから、発生抑制対策として、3Rの推進に関する以下の取組を行っています。

○ ごみ減量化キャンペーンの実施

県は、「山口県循環型社会形成推進基本計画」に基づき、県民一人ひとりが3Rを実践する全県的な「ごみ減量化キャンペーン」の展開等により、廃棄物の減量化や資源としての循環利用等を推進しています。

○ 容器包装リサイクルの推進

私たちの生活から発生するごみの容積比で約6割、重量比で2～3割を占める容器包装廃棄物（缶、ビン、ペットボトル、プラスチック製容器包装等）の減量化・リサイクルの推進を図るため、容器包装リサイクル法（平成7年制定）に基づき、各主体の役割を次のように明確にし、容器包装廃棄物の分別収集及び再商品化を実施しています。

- ・消費者：市町が定める分別ルールに従い、容器包装廃棄物を分別排出する。
- ・市町：分別収集計画を作成し、本計画に基づき、容器包装廃棄物を分別収集・保管する。
- ・事業者：市町が保管する容器包装廃棄物を自ら、又は、指定法人や再商品化事業者に委託して再商品化する。

○ レジ袋等容器包装廃棄物の削減

県は、消費者団体、事業者、行政で構成される「山口県容器包装廃棄物削減推進協議会」と連携・協働し、缶やビン、ペットボトル、食品トレーなどの容器包装廃棄物の回収等の取組を促進しています。

また、当該協議会では、レジ袋の無料配布の中止を平成21年4月から県下一斉に開始しており、令和元年度のレジ袋辞退率は92.3%（178事業者、1,042店舗参加）となっています。

なお、令和元年度までの累計で、17 億 1,642 万枚のレジ袋が削減され、17,159 トンのごみの減量化となり、約 10 万トンの CO₂ 排出量の削減につながっています。

さらに、令和 2 年 7 月からは、全国一律でレジ袋が有料化されるなど、プラスチックごみの削減につながる取組が広がっています。

○ エコイベントマニュアル等に基づく、ごみ持ち帰りなどの実施

県は、県などが主催する大型イベント向けに「環境配慮型イベント（エコイベント）開催指針」を平成 14 年 4 月に策定し、出展者自らのごみの持ち帰り実施など、環境配慮の取組を推進しています。

また、市町・民間団体向けのエコイベントマニュアルを平成 21 年 10 月に作成・公表し、マイバッグ・マイ箸・マイ食器等の利用等を推進しています。

○ 市町による空き缶等ごみポイ捨て禁止条例(環境美化条例)の制定・施行

県内 17 市町で条例に基づき、空き缶等ごみのポイ捨てを禁止しています。

③ 不法投棄防止対策

海岸漂着物の発生原因にもなる廃棄物の不法投棄防止のため、県では以下に示す監視や情報収集体制整備を行うとともに、未然防止に向けた啓発を実施しています。

○ 監視体制

- ・警察OBによる監視パトロール（県内 4 班）〔令和 2 年 4 月現在〕
- ・夜間・休日パトロール（延べ 540 日／年）〔令和元年度実績〕
- ・市町職員の県職員への併任制度（18 市町 152 名）〔令和 2 年 4 月現在〕
- ・ヘリコプターによるスカイパトロール（年 3 回監視）〔令和元年度実績〕
- ・不適正処理対策監視カメラの設置（8 台配備）〔令和 2 年 4 月現在〕
- ・廃棄物監視用ドローンの活用（2 台配備）〔令和 2 年 4 月現在〕

○ 情報収集体制

- ・不法投棄ホットライン（103 件受理）〔令和元年度実績〕
- ・廃棄物不法投棄等連絡協議会（県内 7 協議会）〔令和 2 年 4 月現在〕
- ・不法投棄等監視連絡員（83 名に委嘱）〔令和 2 年 4 月現在〕

○ 普及啓発

- ・優良産業廃棄物処理業者育成支援講習会（257 名参加）〔令和元年度実績〕
- ・産業廃棄物排出事業者レベルアップセミナー（196 名参加）〔令和元年度実績〕
- ・不法投棄防止対策強化月間（毎年 6 月実施）
- ・産業廃棄物適正処理推進期間（毎年 9 月・10 月実施）

(3) 日韓海峡沿岸県市道交流知事会議による国際的な取組

日韓海峡沿岸の8県市道の知事・市長が海岸漂着ごみの地球環境に与える影響に鑑み、海の環境美化に対する意識啓発を図るため、日韓海峡の海岸の一斉清掃等の具体的な取組を進めることを平成21年10月に共同声明として発表し、平成22年度から8県市道で統一した期間に海岸漂着ごみの一斉清掃を実施しています。

〔構成県市道〕 日本側：山口県、福岡県、佐賀県、長崎県
 韓国側：釜山広域市、全羅南道、慶尚南道、済州特別自治道
〔令和元年度実施結果〕

- ・実施期間：5月～7月（韓国『海の日』：5/31、日本『海の日』：7/15）
- ・参加者：県内26千人（日本側：84千人、韓国側：12千人）
- ・実施箇所：県内104箇所（日本側：258箇所、韓国側：67箇所）
- ・回収量：県内88トン（日本側：539トン、韓国側：690トン）



(4) 他県への協力要請

カキ養殖が盛んな広島県の海域から本県の海岸に大量に漂着するカキ養殖用パイプ等の流出防止対策や回収・処理の徹底等について、県は漂着物が多い周防大島町と連携し、広島県及び広島県西部漁業振興対策協議会に対して平成30年5月に表2-22のとおり要望し、対応が行われています。

表 2-22 広島県等への要望内容及び対応状況

要望先	要望内容及び対応状況
広島県	<要望> 養殖資材の流出防止対策の実施と積極的な回収・再利用など <対応> ・海岸漂着物実態調査を実施 ・養殖業者を対象に実態調査を実施し、関係者を指導 など
広島県西部漁業振興対策協議会 （※令和元年度～広島かき生産対策協議会）	<要望> カキ養殖用パイプ等の流出防止対策等の確実な実施など <対応> ・岩国市柱島、周防大島町で海岸清掃活動を実施 ・広島県西部海域での海岸清掃活動を強化 ・養殖業者が作業場に資材回収員を配置して流出防止対策を強化 ・漂着カキパイプの買取り条件を緩和

※かき養殖業者が取り組むべき課題については、令和元年度からかき養殖業者で構成する「広島かき生産対策協議会」が主体となって実施

(5) 国への要望

日本海沿岸 12 府県による日本海沿岸地帯振興連盟や、中国地方知事会、九州地方知事会を通じ、また、県単独でも国に対し、海岸漂着ごみ対策に関する要望を実施しています。

(要望事例)

- ・地域特性に応じた海洋ごみ対策への積極的な支援
- ・継続的かつ計画的な海洋ごみ対策への恒久的な財政措置
- ・海洋プラスチックごみ削減対策の推進

3 民間団体等や住民・ボランティアによる取組

(1) 河川や海岸等における清掃活動の状況

県内各地で、河川や海岸等における様々な清掃活動が実施されており、(公社)山口県快適環境づくり連合会が主体となって毎年実施している河川海岸清掃活動の状況は、表 2-23 のとおりです。

表 2-23 河川や海岸等における清掃活動の状況

管 轄 保健所名	参加人員 (人)	作業延長 (km)	実施箇所数	
			河 川	海 岸
岩 国	18,230	73.7	124	6
柳 井	10,913	19.2	57	103
周 南	21,408	211.6	112	16
山 口	19,436	219.0	302	11
宇 部	11,396	109.6	64	8
下 関	20,107	157.4	81	60
長 門	6,397	134.8	119	11
萩	14,276	103.9	39	47
合 計	122,163	1,029.2	898	262

(出典) 平成 30 年度河川海岸清掃実績集：(公社)山口県快適環境づくり連合会(令和元年 12 月)

(2) 港湾における清掃活動団体

港湾区域内において漂流物、汚物等の除去をはじめとする港湾内の清掃等に取り組む清掃活動団体は、表 2-24 のとおりです。

表 2-24 港湾における清掃活動団体

港 格	港 湾 名	活動団体名	構成会員数
国際拠点港湾	徳山下松港	(一社)山口県周南清港会	98
重要港湾	岩国港	岩国大竹清港会	48
	三田尻中関港	防府みなと振興会	46
	宇部港、小野田港	宇部・小野田清港会	63

(出典) 山口県土木建築部港湾課調べ(令和 2 年 4 月現在)

(3) 海岸漂着物対策に取り組む民間団体

環境問題への関心や意識が高まる中、環境保全活動に取り組むNPO等の民間団体が増加しています。

これらの団体のうち、海岸の清掃活動をはじめとする海岸漂着物対策に関連する取組を実施している主な団体は、表 2-25 のとおりです。

表 2-25 海岸漂着物対策に取り組む民間団体

団体名	活動の概要	主な活動地域
(公社) 山口県快適環境づくり連合会	<ul style="list-style-type: none"> ・空き缶等の散乱防止活動の実施 ・啓発立札の斡旋・配布 ・空き缶等利用作品の募集 ・河川、海岸等の清掃活動の実施 ・関連団体との連携による緑花推進運動 ・環境保全・環境美化ポスター・標語の募集 ・海洋ごみ対策の推進 	県全域
山口県エコキャンパス取組促進協議会 (県内 12 大学で組織)	<ul style="list-style-type: none"> ・大学におけるごみの減量化やリサイクルの推進等、環境に配慮した取組の促進 ・大学間の連携や学生と地域の交流の発展のために日韓海峡海岸漂着ごみ一斉清掃等に参加 	県全域
(一社) 全日本釣り団体協議会山口県支部 (山口県釣り団体協議会)	幼児から大学生に至るボランティアの参加による海岸清掃及び埠頭清掃、ダイバー・学生・協賛企業・ボランティアの参加による海底清掃を実施	県全域
特定非営利法人 自然と釣りのネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> ・海の環境の保全整備 ・海の資源の保全増殖 	周防大島町
屋代島さとうみネットワーク	豊かな海の維持・向上に貢献し、次世代に継承するために、事業者、学校、行政などに対する意識啓発につなげる海洋環境学習や交流事業を実施	周防大島町
ひかりエコメイト	<ul style="list-style-type: none"> ・豊かな光市の自然を守り、大切さを啓発 ・海洋ごみ環境についての研修や啓発 ・光市内を中心とした自然観察会の実施 ・島田川の豊かな流域づくり連絡会議の中核団体として活動 	光市
(一社) 山口県周南清港会	徳山下松港内における、船舶の航行に支障となる漂流物、汚物等の除去をはじめとする港湾の清掃等	周南市
榎野川河口域・干潟自然再生協議会	榎野川河口干潟等の自然再生を進めるために、協議会を構成する各個人・団体・行政がそれぞれ主体となり、協働・連携しながら、干潟環境やアサリ等の再生活動、各種調査研究、環境学習、海岸清掃及び河川清掃等を実施	山口市
宇部・小野田清港会	宇部港・小野田港内における、船舶の航行に支障となる漂流物、汚物等の除去をはじめとする港湾の清掃等	宇部市 山陽小野田市
うしろはま鳴き砂を守る会	<ul style="list-style-type: none"> ・下関市豊浦町の鳴き砂ビーチうしろはまの「鳴き砂」を保全するため、「9のつく日はビーチクリーン大作戦」を実施 ・来場者が漂着ごみを拾うと露天風呂「鳴き砂の湯」に入れる取組を実施 	下関市
菊ヶ浜を日本一美しくする会	<ul style="list-style-type: none"> ・菊ヶ浜の水辺、砂浜、海岸の清掃 ・菊ヶ浜の砂を防ぐための竹垣の整備 ・砂浜に隣接する松林における松の苗木の補植 	萩市
清ヶ浜鳴き砂復活隊	<ul style="list-style-type: none"> ・清ヶ浜の水辺、砂浜、海岸の清掃 ・小中高校生を対象とした環境教育活動 	阿武町

(出典) 県調べ

第5節 海岸漂着物対策を巡る課題

海岸漂着物対策を巡る課題としては、これまで取り組んできた現状把握・調査、海岸漂着物等の処理（回収、収集・運搬、処分）、発生抑制対策（普及啓発・環境学習の推進、持続可能な海岸漂着物等対策の仕組みづくり）、また、非常時又は外国等の地域外に起因する漂着物への対応などにおいて以下のとおり把握しています。

1 現状把握・調査に関する課題

- 海岸漂着物等の継続的な組成調査の実施

2 海岸漂着物の処理に関する課題

- 地域ごとに最適となる関係者（海岸管理者等、県、市町、民間団体や住民・ボランティアなど）の役割分担の明確化と、海岸漂着物の回収・処理体制構築及び維持

3 漂流ごみ等の処理に関する課題

- 国、県、市町、事業者等が連携・協力した回収・処理体制の構築及び維持

4 発生抑制対策に関する課題

- 河川の内陸から沿岸に至る流域圏全体の多様な主体が連携・協力した県民運動の展開
- 生活に伴い発生し、海岸漂着物等となり得るごみの減量に向けた3Rの実践
- 散乱ごみ対策、不法投棄の防止
- 漁具等の流出防止や回収の推進

5 海洋プラスチックごみ対策に関する課題

- 海洋プラスチックごみの発生抑制のための3Rの実践
- マイクロプラスチック化し、回収困難となるおそれのある海洋プラスチックごみの早期回収
- G20大阪サミットで、地球規模の課題として共有された「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の実現

6 環境教育及び消費者教育並びに普及啓発の推進に関する課題

- 県及び市町
 - ・環境教育及び消費者教育並びに普及啓発の機会の確保・充実
 - ・県民・事業者等に向けたインセンティブづくり
- 学校や教育機関
 - ・環境教育の推進と環境美化活動に協力する意識の醸成
- 民間団体等や住民・ボランティア
 - ・自主的・自発的な環境美化活動への参加や展開
 - ・リーダーの養成、各種団体間のネットワークの形成
 - ・海洋プラスチックごみの発生抑制につながるエシカル消費*の普及・実践

7 地域に適合した持続可能な仕組みづくり

(1) 関係者で構成する取組推進母体「山口県海岸漂着物対策推進協議会」の運営

- 海岸漂着物対策に関する情報交換及び協議の実施
- 多様な関係者の参加・連携による取組の促進

(2) 地域における清掃活動に対する支援

- 県及び市町等による地域の活動の促進や支援
 - ・ 海岸漂着物等に関する情報提供
 - ・ 回収・処分に要する経費への支援
 - ・ 市町による海岸漂着物等の処理への協力
- 財政上の支援等
 - ・ 国による継続的な財政支援

8 災害起因の大量漂着、有害性・危険性物質の漂着等非常時・緊急時における対応

(1) 風水害等の災害起因の海岸漂着物等への対応

- 大量に漂着する災害ごみの処理費用の財源確保
- 処理体制・広域的な協力・連携体制の確立

(2) 医療系廃棄物など危険性のある海岸漂着物等への対応

- 非常時の連絡・通報体制の確立
- 適切な危機管理・処理体制の確保

(3) 地域外からの海岸漂着物等への対応

- 自治体間の協力（処理や発生抑制に関する発生源都道府県への協力要請）
- 環境大臣のあっせん（都道府県間の円滑な協力の推進）

(4) 海外から漂流してくる海岸漂着物等への対応

- 日韓海峡沿岸県市道交流知事会議を通じた共同事業の実施
- 知事会等を通じた国への要望の実施

第3章 山口県海岸漂着物対策の基本方針

「やまぐちの美しい里山・海づくり条例」を踏まえた、県民総参加による海岸漂着物対策を推進し、健全で恵み豊かな快適環境県やまぐちの創造を目指します。

1 海岸漂着物の円滑な処理の推進

(1) 海岸管理者等の処理責任

海岸管理者等は、その管理する海岸の土地において、その清潔が保たれるよう海岸漂着物の処理のため必要な措置を講じます。なお、海岸漂着物の処理に関して、海岸漂着物対策の体制や地域の実情を踏まえ、地域の関係者間で適切な役割分担のもとに実施します。

また、海岸管理者等でない海岸の土地の占有者は、その占有し、又は管理する海岸の土地の清潔が保たれるよう努めなければなりません。

(2) 市町の協力義務

市町は、海岸漂着物の処理に関し、必要に応じ、海岸管理者等又は海岸の土地の占有者に協力しなければなりません。

(3) 海岸漂着物の適正処理

回収された海岸漂着物については、廃棄物処理法の規定に基づいて適正に収集・運搬及び処分を行います。

海岸漂着物が不法投棄等によって生じたもので、原因者の特定が可能な場合には、海岸漂着物処理推進法の規定にかかわらず、廃棄物処理法その他の関係法令の規定に基づき、当該原因者の責任においてその処理を図ります。

また、船舶から流出した油や有害液体物質については、海洋汚染防止法等に基づいて、防除措置等の適切な実施を図ります。

(4) 県による助言、援助

県は、海岸管理者等及びそれに協力する市町に対し、海岸漂着物の円滑な処理が推進されるよう必要な技術的な助言、その他の援助を必要に応じて行います。

2 漂流ごみ等の円滑な処理の推進

漂流ごみ等が、地域住民の生活環境に影響を及ぼす場合や、漁業や観光業など経済活動に支障を及ぼす場合には、国、県、市町等が連携協力を図りつつ、日常的に海域を利用する漁業者等の協力を得るなどにより、処理の推進を図るよう努めます。

3 流域圏での効果的な海岸漂着物等の発生抑制の推進

県及び市町は、廃棄物の3Rの推進による循環型社会の形成やごみ等の投棄防止を推進し、流域に沿った内陸地域と沿岸地域が一体となって、発生抑制を行うことで海岸漂着物等の削減に努めます。

4 海洋プラスチックごみ対策の推進

県及び市町は、3Rの推進等により、環境中でマイクロプラスチック化して回収困難となる恐れのある海洋プラスチックごみの発生抑制等に努めます。

5 環境教育及び消費者教育並びに普及啓発の推進

県及び市町は、地域住民の意識の高揚、モラルの向上や海岸漂着物等の発生抑制を図るため、海岸漂着物等の現状と回収・処理、発生抑制対策等の各種施策に係る環境教育及び消費者教育並びに普及啓発の推進に努めます。

6 多様な主体の適切な役割分担と連携の確保

国、県、市町、海岸管理者等、河川管理者、民間団体等や住民・ボランティアの多様な主体が適切な役割分担の下で、それぞれの立場から積極的に取組を進めるとともに、各主体は相互に情報を共有しつつ、連携に努めます。

第4章 山口県海岸漂着物対策

第1節 海岸漂着物対策

1 重点区域における対策

(1) モニタリング等の実施

海岸漂着物等の量、組成などの把握を行うことで、発生抑制対策に繋げるため、環境省のガイドラインに基づき、定点で継続的に組成調査を実施します。調査結果は関係者間で情報共有するよう努めるとともに、インターネット等を通じてわかりやすく県民に広報し、海洋プラスチックごみを含む海岸漂着物等の問題に関する普及啓発を図ります。

(2) 海岸漂着物の処理

海岸漂着物の処理については、海岸管理者等が県、市町の協力を得て、民間団体等や住民・ボランティアとの協働などにより対応します。

① 処理の体制等

海岸漂着物の処理に関する具体的な役割分担・時期・頻度等については、海岸漂着物対策の経緯や体制、海岸漂着物の実態など、地域の実情を踏まえ、対策を行う海岸毎に海岸管理者等が県、市町等を含めた関係者により協議することとします。

② 処理の方法

海岸漂着物の処理については、山口県海岸漂着物処理マニュアルを参考に、地域の実情に応じて適切な手法を用いて、計画的かつ効率的に実施します。

(3) 海岸漂着物の発生抑制

海岸漂着物の発生抑制を図るため、国、県、市町、民間団体等及び住民・ボランティアなど各主体が表 4-1 のとおり取り組んでおり、今後は、さらに効果的な取組とするため、内陸から沿岸に渡る流域圏の多様な主体が連携した取組を推進します。

具体的には、河川の上流に位置する地域から沿岸の地域までが連携し一体となって取組を進めること、複数主体の取組を有機的に組み合わせること、などが必要であり、広く情報を共有し、関係者間での連携・協力を図ります。

表 4-1 海岸漂着物の発生抑制

実施主体	取 組 内 容
国	<ul style="list-style-type: none"> ○海岸漂着物等の実態把握 ○県や市町等への財政支援 ○外国との対応 ○情報提供
県	<ul style="list-style-type: none"> ○海岸漂着物等の実態把握 ○県民・事業者に対する廃棄物の 3 R・適正処理の指導・啓発 ○プラスチックごみ等の削減に向けた普及啓発 ○エコイベントマニュアルに基づくごみ減量化 ○廃棄物の不法投棄防止対策の推進及び監視・情報収集体制の整備、普及啓発 ○漁具等の流出防止や流出した漁具等の回収の指導・啓発 ○市町や他県との情報共有による発生原因の解明や普及啓発 ○国への財政支援等の対策の要望 ○適切な河川管理等
市町	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみのポイ捨て防止等の散乱ごみ対策の推進及び法・条例に基づく指導や普及啓発の実施 ○住民に対するごみの 3 R・適正処理の指導・啓発 ○県の施策への協力 ○適切な河川管理等
民間団体等及び住民・ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみ・産業廃棄物の適正処理の徹底 ○地域における清掃・環境美化活動への参加 ○環境学習の推進

(4) 日韓海峡海岸漂着ごみ一斉清掃の実施

海の環境美化に対する意識の啓発等を図るため、平成 22 年度から日韓 8 県市道が共同で毎年 5 月～7 月の間に実施している「日韓海峡海岸漂着ごみ一斉清掃」を継続して実施します。

また、この期間に県が実施する海岸漂着物等の回収・処理のほか、関係市町において実施する住民参加による一斉清掃とも協力・連携を図ります。

(5) 地域外からの海岸漂着物に対する連携

県は、実態調査等により海岸漂着物の発生状況を把握し、その多くが他の都道府県の区域から流出したものであることが明らかであると認めるときは、海岸管理者等の要請に基づき、当該他の都道府県に対して、海岸漂着物の処理やその発生抑制等に関して積極的に協力するよう求めます。

また、他の都道府県から同様に協力を求められたときは、所要の措置を講ずるよう努めます。

(6) 災害等の緊急時における対応

災害時に大量に漂着する廃棄物等については、県及び市町の災害廃棄物処理計画に基づき、環境衛生に支障のない公有地等を利用した臨時の集積場所を確保するとともに、分別等早急かつ適正な処理を行うものとし、必要に応じて、平成18年7月に県と一般社団法人山口県産業廃棄物協会で締結した「災害廃棄物の処理等の協力に関する協定」に基づき、廃棄物等の撤去、収集・運搬、処分等について協力を要請します。

また、単独の市町等での対応が困難な場合を考慮し、「山口県及び市町相互間の災害時応援協定（平成24年1月）」により、周辺市町との連携による広域的な処理体制を構築します。

2 その他の区域における対策

従来から取り組まれている民間団体等及び住民・ボランティアによる海岸清掃に対する支援等により、海岸管理者等は海岸漂着物の処理に努めます。

また、海岸漂着物の発生抑制や地域住民等に対する広報などの環境教育及び消費者教育並びに普及啓発を図るための取組については、重点区域における対策に準じます。

第2節 漂流ごみ等対策

1 漂流ごみの回収・処理対策

漂流ごみが、船舶航行や漁業操業等に支障を及ぼしている場合は、国、県、市町、海岸管理者等が連携・協力して、回収・処理に努めるものとします。

2 海底ごみの回収・処理対策

県及び市町は、漁場保全や海洋環境保全の観点から、民間団体や漁業者等と連携して海底ごみの回収・処理に努めるものとします。

また、漁業者等が、操業中に回収した海底ごみについて、市町等の処理施設等で国の補助金を活用して処理するなど、地域の実情に応じた処理体制の構築を検討します。

第3節 海洋プラスチックごみ対策

プラスチックごみの流出による海洋汚染が生じないことを目指し、プラスチック資源循環を徹底するとともに、海洋プラスチック汚染の実態の正しい理解を促し気運を醸成するため、以下の取組を推進します。

- 産学公民連携による廃棄物3R事業化の支援、廃棄物3Rの施設整備支援、地域循環圏の形成に向けた支援などによる資源循環型産業の育成
- ポイ捨て・不法投棄撲滅に向けた措置の実施や、美化・清掃活動と一体となった、プラスチックごみの陸域から海への流出抑制
- 海岸漂着物等の回収・処理を進めることによるプラスチックごみの再流出抑制

第4節 環境教育及び消費者教育並びに普及啓発の推進

海岸漂着物等の処理や発生抑制のため、地域住民等に対する広報など、環境教育及び消費者教育並びに普及啓発の施策を表 4-2 のとおり推進します。

表 4-2 海岸漂着物対策に関する環境教育及び消費者教育並びに普及啓発の施策

実施主体	施策の内容
県	<ul style="list-style-type: none"> ○「ごみ減量化キャンペーン」などによる県民運動の展開 ○学校及び地域における環境教育・環境学習の推進 ○環境アドバイザー等の環境学習指導者の養成・活動促進 ○やまぐち県政出前トーク等を通じた環境教育・消費者教育の実施 ○環境月間(6月)における各種行事を通じた県民の環境美化等の意識啓発 ○循環型社会形成推進月間(10月)における各種行事を通じた県民の廃棄物 3R・適正処理の意識啓発 ○環境保全活動功労者(地域の環境保全・リサイクル活動等に功労のあった個人・団体)等の表彰 ○不法投棄防止に関する普及啓発 ○エシカル消費の普及による県民への意識啓発
市町	<ul style="list-style-type: none"> ○河川・海岸の清掃活動の実施を通じた住民の意識啓発 ○空き缶等ポイ捨て・環境美化条例に基づく指導・啓発 ○ごみ・空き缶持ち帰り運動の実施 ○不法投棄禁止看板の設置による啓発等 ○市町内における環境パトロールの実施 ○地域における環境保全活動の情報発信による住民の意識啓発 ○マイバッグ持参によるレジ袋削減などのエシカル消費の普及啓発 ○海辺の教室、水辺の教室、自然環境学習会等を通じた意識啓発 ○環境ポスターの募集・表彰・展示会の開催 ○環境標語の募集、優秀作品の表彰
民間団体等	<ul style="list-style-type: none"> <山口県瀬戸内海環境保全協会> ○ふるさとの川や海をきれいにする県民運動の推進 ○瀬戸内海環境保全月間(6月)におけるテレビスポット、ポスター・懸垂幕等の掲示、環境保全の標語・川柳募集 <(公社)山口県快適環境づくり連合会> ○河川海岸等愛護運動に関する大会、研修会、標語・ポスターの募集等による啓発 <県内消費者団体> ○マイバッグ持参によるレジ袋削減や廃棄物の3R、環境美化に関する取組についての勉強会、普及啓発活動等の実施

第5章 関係者の役割分担と相互協力

第1節 関係者の役割分担

海岸漂着物等の円滑な回収・処理及びその発生抑制等に当たっては、関係者の相互協力が可能な体制づくりや、多様な主体の特性や立場を理解した上で、適切な役割分担と連携を確保することが必要です。

関係する各主体の役割分担と連携は次のとおりです。

1 国

- 海岸漂着物対策を推進するために必要な財政上の措置を講じます。
- 外国由来の海岸漂着物に関する問題の解決に向けた外交上の適切な対応と国際協力の推進を図ります。

2 県

- 国の基本方針に基づく地域計画を策定するとともに、海岸漂着物対策の推進に係る連絡調整や地域計画の取組の推進母体となる山口県海岸漂着物対策推進協議会を運営します。
- 具体的な海岸漂着物の処理方法を示す「山口県海岸漂着物処理マニュアル」に基づき、海岸漂着物の効率的で適正な処理を図ります。
- 海岸管理者等及びそれに協力する市町による海岸漂着物の円滑な処理が推進されるよう、必要に応じた技術的助言、その他の援助を行います。
- 海岸漂着物等の発生抑制を図るため、廃棄物処理法やリサイクル関連法などの法令に基づき、廃棄物の不法投棄防止等の適正処理対策や事業者等の指導を行います。
- 海岸漂着物等の処理に取り組む民間団体などとの緊密な連携の確保及び活動支援等に努めるほか、海岸漂着物等の問題について、知識の普及、ボランティアに関する情報の提供、表彰等の環境教育・消費者教育や広報・普及啓発に努めます。

3 市町

- 海岸漂着物等の円滑な処理に関し、海岸管理者等や海岸の土地占有者に協力します。
- 海岸漂着物等の円滑な処理に係る市町のあり方に関し、海岸漂着物等対策の経緯や体制、海岸漂着物等の実態など、地域の実情を踏まえ、海岸漂着物等の回収・処理についての協力体制について、海岸管理者等に必要な措置を講ずるよう求めるなど、関係者間での合意形成に努めます。
- 住民に対するごみのポイ捨て防止等の指導や、地域内のごみの円滑な収集・運搬・処分の実施、環境教育及び消費者教育並びに普及啓発の推進による住民の環境保全意識やモラルの向上など、海岸漂着物等となる可能性の高いごみの発生抑制に努めます。
- 関係者による海岸漂着物等の回収・処理に当たっては、地元自治会等との連絡調整を図るなど、その円滑な実施を支援します。

4 海岸管理者等

- 管理する海岸の土地の清潔が保たれるよう、海岸の地形、景観、生態系等の自然的条件、海岸の利用状況や経済活動等の社会的条件に応じて、海岸漂着物の量や質に応じた海岸漂着物の処理のために必要な措置を講じます。

5 住民・ボランティア

- 海岸漂着物対策の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国・県・市町が行う海岸漂着物対策に協力するよう努めます。
- 自らがごみの排出者であることを認識し、ごみのポイ捨て禁止や分別等の徹底を図り、土地の占有者・管理者は、土地の清潔の保持等の適正な維持管理を行うなど、海岸漂着物等の発生抑制に努めます。

6 民間団体等

- 県、市町、事業者、県民と連携・協力し、環境学習・エシカル消費の推進をはじめ、河川海岸等の環境美化活動や、海岸漂着物等の回収を自主的に行います。
- 活動分野を広げ、地域における取組の一翼を担うよう努めるとともに、民間団体のネットワークを活かした広域的な活動も促進します。

7 事業者

- 廃プラスチック類をはじめとする廃棄物の適正処理を図るとともに、占有・管理する土地の清潔の保持等の適正な維持管理を行うなど、その事業活動に伴う海岸漂着物等の発生を抑制し、また、国、県、市町等が行う海岸漂着物対策に協力するよう努めます。
- 海岸漂着物等の発生が少ない製品・サービス等の開発・提供に努めます。
- 海岸漂着物等には、漁具系廃棄物も多いことから、漁業関連事業者は、漁網・ロープや仕掛け、浮き玉などの漁具等を適正に管理し、海域への流出防止に努めます。
- 受益者たる事業者は、海岸漂着物等対策において、自ら率先して又は海岸管理者等や県及び市町等による取組に協力するよう努めます。

8 大学・研究機関

- 海岸漂着物等の処理や発生抑制対策の推進に当たっては、科学的な知見に基づく判断や対応が重要であり、海洋環境の調査研究、海岸漂着物等の減量化・適正処理技術の研究・開発などの分野で、積極的に参画するよう努めます。
- 産学公の連携・協働の下、海岸漂着物対策に関する様々な課題の解決に資することができる調査や研究・開発に努めます。

第2節 推進体制

海岸管理者等、住民・ボランティア、民間団体等、事業者、関係行政機関の各主体が継続的に海岸漂着物対策を進め、海岸における良好な景観や環境、漁業、観光、海岸機能の維持・向上を図るためには、この地域計画が着実に実施されるような仕組みや体制を整備する必要があります。

1 推進体制の整備等

学識経験者、民間団体、事業者、海岸管理者等、関係行政機関からなる山口県海岸漂着物対策推進協議会を地域計画の推進母体とします。

また、海岸漂着物対策の経緯や体制、海岸漂着物等の実態など、地域の実情を踏まえ、対策を行う海岸毎に海岸管理者等や地元市町等の関係者で協議する場を設けます。

さらに、必要に応じて、地域に根付いて活動し豊富な知見やネットワークを有する者を「海岸漂着物対策活動推進員」として委嘱するほか、民間の活動団体を「海岸漂着物対策活動推進団体」に指定し、こうした推進員や推進団体等との連携を図り、地域レベルでの効果的な取組を推進します。

県庁内の環境、水産、観光、県民活動、海岸管理の関係課からなる「海岸漂着物対策庁内連絡会議」において、海岸漂着物対策に関する施策の連携・総合調整、計画の進行管理を行います。

2 民間団体等、住民・ボランティアとの連携・協働

本計画に関する広報資料の作成・配布、県の環境白書やホームページ等による情報提供をはじめ、環境保全団体の活動や海岸漂着物対策の取組に対する支援を行うとともに、山口県海岸漂着物対策推進協議会等を通じて、民間団体等、住民・ボランティアとの連携・協働を推進します。

特に、民間団体等は、地域に根ざした海岸の清掃活動等を展開し、各地の海岸における海岸漂着物等の実態や回収手法等に関して豊富な知見を有しているほか、中には、各地に幅広いネットワークを構築して有機的に連携を図りながら組織的な活動を行っている全国的組織もあることから、海岸漂着物対策を推進する上で重要な役割を果たしています。

このため、国、県、市町は、民間団体等との密接な連携の確保に努めることが必要であり、民間団体等による活動の充実に向けて、広報活動、調査研究等の結果の提供及び技術的助言、表彰制度の活用による活動の推奨、各種の助成制度等に関する情報の提供など、適切な役割分担の下、支援に努めます。

第3節 関係者の相互協力

海岸漂着物等の対策を進める上で、関係者それぞれが役割を担う必要があるが、取組の効果を更に高めるためには、関係者の相互協力が不可欠です。

相互協力の確保に当たっては、地域住民や地域に密着している民間団体等の役割の重要性に鑑み、民間団体等の参加や連携が十分に図られるよう配慮します。

こうした海岸漂着物等の対策の推進に係る関係者の相互協力のため、山口県海岸漂着物対策推進協議会により、必要な情報・意見交換や円滑な処理、発生抑制方策、協力体制の構築等について検討・協議します。

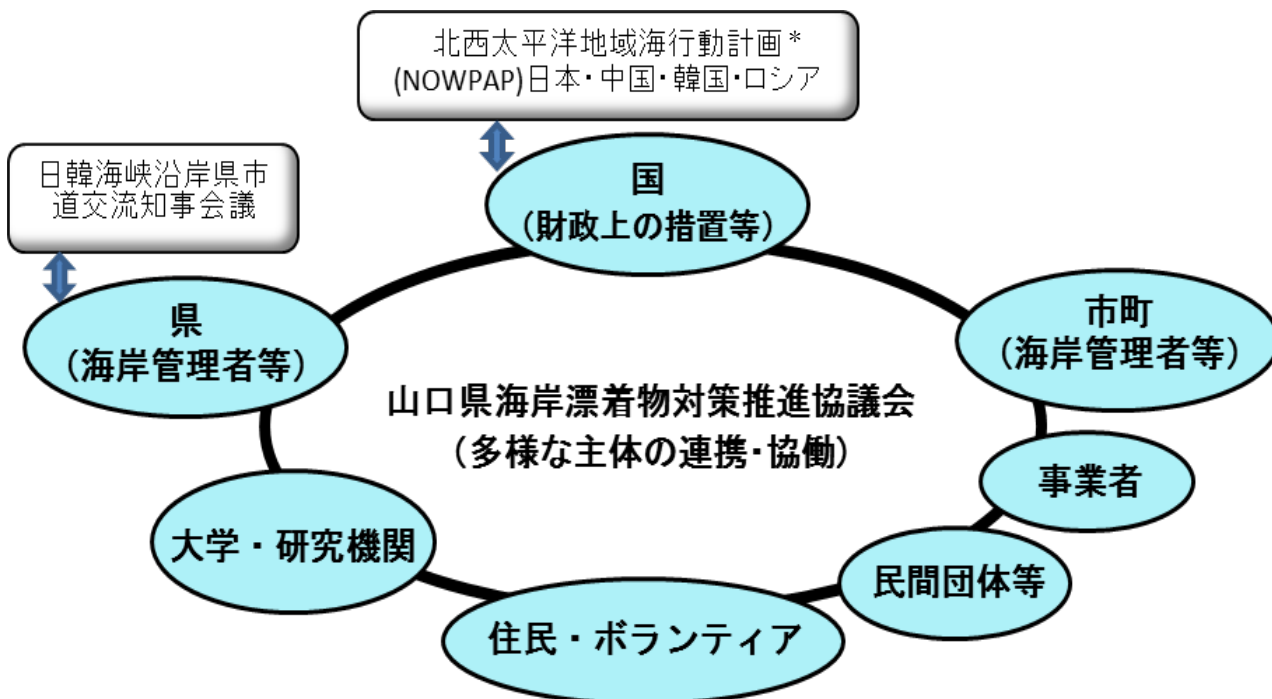


図5 関係者の相互協力のイメージ

第6章 海岸漂着物対策の推進に関し必要な事項等

第1節 地域計画の進行管理

県は、海岸漂着物対策の実施状況等を点検・評価し、その結果を山口県海岸漂着物対策推進協議会等に報告するとともに、環境白書などを通じて公表し、県民からの意見を反映しながら、施策等の見直しを行うなど地域計画の進行管理を行います。

第2節 地域計画の見直し

本地域計画は、関係法令の改正、国の基本方針の変更等、計画策定の諸事情などに変化が生じた場合は、必要に応じて見直すものとします。

資料

〈用語の解説〉

○エシカル消費（P35, P42, P44）

倫理的消費。地域の活性化や雇用等を含む、人や社会、環境に配慮した消費行動。レジ袋削減、食品ロス削減、グリーン購入、フェアトレード商品の購入など。

○SDGs（エスディージーズ、Sustainable Development Goals）（P3, P4, P30）

持続可能な開発目標。2001年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標。17の重要項目ごとの到達先を示した地球規模レベルでの目標(ゴール)を設定。

○大阪ブルー・オーシャン・ビジョン（P3, P35）

共有の世界のビジョンとして、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指すこととされています。

○海岸漂着物等地域対策推進事業（P27, P28）

国が海岸漂着物等に係る喫緊の問題を解決するために不可欠である地域の取組を支援し、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進することを目的に都道府県に補助金を交付し、都道府県は、海岸漂着物等地域対策推進事業の実施や市町村等が実施する海岸漂着物等地域対策推進事業に対する補助事業(「間接補助事業」)の実施。

○北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)（P45）

北西太平洋地域における海洋及び沿岸の環境保全・管理・開発のための行動計画。日本・中国・韓国・ロシアの関係国間で海洋プラスチックごみに関する理解促進等を実施。

○漁港海岸（P9）

漁港区域内で農林水産省水産庁が所管する海岸。本県では、県知事又は市町長が管理。

○建設海岸（P9）

港湾海岸、農地海岸、漁港海岸以外の海岸。国土交通省河川局が所管する海岸で、本県では、県知事又は市町長が管理。

○港湾海岸（P9）

港湾区域内で国土交通省港湾局が所管する海岸。本県では、県知事又は市町長が管理。

○3R（スリーアール）（P27, P30, P35, P37, P38, P40, P41, P42）

Reduce(リデュース:発生抑制)、Reuse(リユース:再使用)、Recycle(リサイクル:再生利用)のことで、頭文字のRをとって、3Rといいます。

○農地海岸（P9）

土地改良法等による区域内で農林水産省農村振興局が所管する海岸。本県では、県知事又は市町長が管理。

○マイクロプラスチック（P3, P21, P22, P27, P35, P38）

微細なプラスチック類のこと。一般に5mm以下のものをいう。含有・吸着する化学物質が食物連鎖中に取り込まれ、生態系に及ぼす影響が懸念されています。

美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成21年7月15日法律第82号）

（目的）

第1条 この法律は、海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全を図る上で海岸漂着物等がこれらに深刻な影響を及ぼしている現状並びに海岸漂着物等が大規模な自然災害の場合に大量に発生していることに鑑み、海岸漂着物等の円滑な処理を図るため必要な施策及び海岸漂着物等の発生の抑制を図るため必要な施策（以下「海岸漂着物対策」という。）に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、政府による基本方針の策定その他の海岸漂着物対策を推進するために必要な事項を定めることにより、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「海岸漂着物」とは、海岸に漂着したごみその他の汚物又は不要物をいう。

2 この法律において「漂流ごみ等」とは、我が国の沿岸海域において漂流し、又はその海底に存するごみその他の汚物又は不要物をいう。

3 この法律において「海岸漂着物等」とは、海岸漂着物及び海岸に散乱しているごみその他の汚物又は不要物並びに漂流ごみ等をいう。

4 この法律において「海岸管理者等」とは、海岸法（昭和31年法律第101号）第2条第3項の海岸管理者及び他の法令の規定により施設の管理を行う者であってその権原に基づき、又は他の法令の規定に基づいて国又は地方公共団体が所有する公共の用に供されている海岸の土地を管理する者をいう。

（総合的な海岸の環境の保全及び再生）

第3条 海岸漂着物対策は、白砂青松の浜辺に代表される良好な景観の保全や岩礁、干潟等における生物の多様性の確保に配慮しつつ、総合的な海岸の環境の保全及び再生に寄与することを旨として、行われなければならない。

（責任の明確化と円滑な処理の推進）

第4条 海岸漂着物対策は、海岸漂着物等の処理に係る海岸管理者等その他の関係者の責任を明らかにするとともに、海岸漂着物等の多様な性質、態様等に即した円滑な処理が推進されることを旨として、行われなければならない。

（海岸漂着物等の発生の効果的な抑制）

第5条 海岸漂着物対策は、海岸漂着物が山から川、そして海へとつながる水の流れを通じて海岸に漂着するものであって、その発生の状況が環境の保全に対する国民の意識を反映した一面を有するものであることに鑑み、海岸漂着物等に関する問題が海岸を有する地域のみならず全ての地域において共通の課題であるとの認識に立って、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）その他の関係法律による施策と相まって、海岸漂着物等の発生

の効果的な抑制が図られるよう十分配慮されたものでなければならない。

(海洋環境の保全)

第6条 海岸漂着物対策は、海に囲まれた我が国にとって良好な海洋環境の保全が豊かで潤いのある国民生活に不可欠であることに留意して行われなければならない。

2 海岸漂着物対策は、海域においてマイクロプラスチック（微細なプラスチック類をいう。第11条の2において同じ。）が海洋環境に深刻な影響を及ぼすおそれがあること及びその処理が困難であること等に鑑み、海岸漂着物等であるプラスチック類の円滑な処理及び廃プラスチック類の排出の抑制、再生利用等による廃プラスチック類の減量その他その適正な処理が図られるよう十分配慮されたものでなければならない。

(多様な主体の適切な役割分担と連携の確保)

第7条 海岸漂着物対策は、海岸漂着物等の適正な処理及び海岸漂着物等の発生の抑制（以下「海岸漂着物等の処理等」という。）について国民の積極的な取組が促進されるよう、海岸漂着物等の処理等に対する国民の意識の高揚を図りつつ、国、地方公共団体、事業者、国民、民間の団体等の適切な役割分担及びこれらの多様な主体の相互の連携の下に、行われなければならない。

(国際協力の推進)

第8条 海岸漂着物対策の実施に当たっては、国による外交上の適切な対応が図られるようにするとともに、海岸漂着物には周辺国から我が国の海岸に漂着する物がある一方で、我が国から周辺国の海岸に漂着する物もあることにかんがみ、海岸漂着物に関する問題が我が国及び周辺国にとって共通の課題であるとの認識に立って、その解決に向けた国際協力の推進が図られるよう十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第9条 国は、第3条から前条までに規定する海岸漂着物対策に関する基本理念（次条及び第13条第1項において単に「基本理念」という。）にのっとり、海岸漂着物対策に関し、総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第10条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、海岸漂着物対策に関し、その地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者及び国民の責務)

第11条 事業者は、その事業活動に伴って海岸漂着物等が発生することのないように努めるとともに、国及び地方公共団体が行う海岸漂着物対策に協力するよう努めなければならない

2 国民は、海岸漂着物対策の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国及び地方公共団体が行う海岸漂着物対策に協力するよう努めなければならない。

3 事業者及び国民は、その所持する物を適正に管理し、若しくは処分すること、又はその占有し、若しくは管理する土地を適正に維持管理すること等により、海岸漂着物等の発生の抑制に努めなければならない。

第11条の2 事業者は、マイクロプラスチックの海域への流出が抑制されるよう、通常の方法に従った使用の後に河川その他の公共の水域又は海域に排出される製品へのマイクロプラスチックの使用の抑制に努めるとともに、廃プラスチック類の排出が抑制されるよう努めなければならない。

(連携の強化)

第12条 国は、海岸漂着物対策が、海岸を有する地域のみならずすべての地域において、国、地方公共団体、事業者、国民、民間の団体等が相互に連携を図りながら協力することにより着実に推進されることにかんがみ、これらの者との間の連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

(基本方針)

第13条 政府は、基本理念にのっとり、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下この条及び次条第1項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針には、次の事項を定めるものとする。

- ① 海岸漂着物対策の推進に関する基本的方向
- ② 次条第1項の地域計画の作成に関する基本的事項
- ③ 第15条第1項の協議会に関する基本的事項
- ④ 海岸漂着物対策の実施に当たって配慮すべき事項その他海岸漂着物対策の推進に関する重要事項

3 環境大臣は、あらかじめ農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣と協議して基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 環境大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、広く一般の意見を聴かななければならない。

5 環境大臣は、第3項の閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 前3項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(地域計画)

第14条 都道府県は、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため必要があると認めるときは、基本方針に基づき、単独で又は共同して、海岸漂着物対策を推進するための計画（以下この条及び次条第2項第1号において「地域計画」という。）を作成するものとする

2 地域計画には、次の事項を定めるものとする。

- ① 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域及びその内容
- ② 関係者の役割分担及び相互協力に関する事項
- ③ 海岸漂着物対策の実施に当たって配慮すべき事項その他海岸漂着物対策の推進に関し必要な事項

3 都道府県は、地域計画を作成しようとするときは、あらかじめ、住民その他利害関係者の意見を反映させるため必要な措置を講ずるものとする。

4 都道府県は、地域計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係する地方公共団体

及び海岸管理者等の意見を聴かなければならない。

- 5 都道府県は、地域計画を作成しようとする場合において、次条第1項の協議会が組織されているときは、あらかじめ、当該地域計画に記載する事項について当該協議会の協議に付さなければならない。
- 6 都道府県は、地域計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 7 第3項から前項までの規定は、地域計画の変更について準用する。

(海岸漂着物対策推進協議会)

第15条 都道府県は、次項の事務を行うため、単独で又は共同して、都道府県のほか、住民及び民間の団体並びに関係する行政機関及び地方公共団体からなる海岸漂着物対策推進協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次の事務を行うものとする。

- ① 都道府県の地域計画の作成又は変更に関して協議すること。
 - ② 海岸漂着物対策の推進に係る連絡調整を行うこと。
- 3 前2項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関して必要な事項は、協議会が定める。

(海岸漂着物対策活動推進員等)

第16条 都道府県知事は、海岸漂着物対策の推進を図るための活動に熱意と識見を有する者を、海岸漂着物対策活動推進員として委嘱することができる。

2 都道府県知事は、海岸漂着物対策の推進を図るための活動を行う民間の団体を、海岸漂着物対策活動推進団体として指定することができる。

3 海岸漂着物対策活動推進員及び海岸漂着物対策活動推進団体は、次に掲げる活動を行う。

- ① 海岸漂着物対策の重要性について住民の理解を深めること。
- ② 住民又は民間の団体に対し、その求めに応じて海岸漂着物等の処理等のため必要な助言をすること。
- ③ 海岸漂着物対策の推進を図るための活動を行う住民又は民間の団体に対し、当該活動に関する情報の提供その他の協力をすること。
- ④ 国又は地方公共団体が行う海岸漂着物対策に必要な協力をすること。

(処理の責任等)

第17条 海岸管理者等は、その管理する海岸の土地において、その清潔が保たれるよう海岸漂着物等（漂流ごみ等を除く。以下この条及び次条において同じ。）の処理のため必要な措置を講じなければならない。

2 海岸管理者等でない海岸の土地の占有者（占有者がいない場合には、管理者とする。以下この条において同じ。）は、その占有し、又は管理する海岸の土地の清潔が保たれるよう努めなければならない。

3 市町村は、海岸漂着物等の処理に関し、必要に応じ、海岸管理者等又は前項の海岸の土地の占有者に協力しなければならない。

4 都道府県は、海岸管理者等又は第2項の海岸の土地の占有者による海岸漂着物等の円滑な処理が推進されるよう、これらの者に対し、必要な技術的な助言その他の援助をすることが

できる。

(市町村の要請)

第18条 市町村は、海岸管理者等が管理する海岸の土地に海岸漂着物等が存することに起因して住民の生活又は経済活動に支障が生じていると認めるときは、当該海岸管理者等に対し当該海岸漂着物等の処理のため必要な措置を講ずるよう要請することができる。

(協力の求め等)

第19条 都道府県知事は、海岸漂着物の多くが他の都道府県の区域から流出したものであることが明らかであると認めるときは、海岸管理者等の要請に基づき、又はその意見を聴いて当該他の都道府県の知事に対し、海岸漂着物の処理その他必要な事項に関して協力を求めることができる。

2 環境大臣は、前項の規定による都道府県間における協力を円滑に行うため必要があると認めるときは、当該協力に関し、あっせんを行うことができる。

第20条 都道府県知事は、海岸漂着物が存することに起因して地域の環境の保全上著しい支障が生ずるおそれがあると認める場合において、特に必要があると認めるときは、環境大臣その他の関係行政機関の長に対し、当該海岸漂着物の処理に関する協力を求めることができる。

(外交上の適切な対応)

第21条 外務大臣は、国外からの海岸漂着物が存することに起因して地域の環境の保全上支障が生じていると認めるときは、必要に応じ、関係行政機関等と連携して、外交上適切に対応するものとする。

(漂流ごみ等の円滑な処理の推進)

第21条の2 国及び地方公共団体は、地域住民の生活又は経済活動に支障を及ぼす漂流ごみ等の円滑な処理の推進を図るよう努めなければならない。

(発生の状況及び原因に関する調査)

第22条 国及び地方公共団体は、海岸漂着物等の発生の抑制を図るため必要な施策を効果的に推進するため、定期的に、海岸漂着物等の発生の状況及び原因に関する調査を行うよう努めなければならない。

(ごみ等を捨てる行為の防止)

第23条 国及び地方公共団体は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他の法令の規定に基づく規制と相まって、森林、農地、市街地、河川海岸等においてみだりにごみその他の汚物又は不要物を捨てる行為を防止するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(土地の適正な管理に関する助言及び指導等)

第24条 国及び地方公共団体は、土地の占有者又は管理者に対し、その占有し、又は管理する土地から海岸漂着物又は漂流ごみ等となる物が河川その他の公共の水域又は海域へ流出し、

又は飛散することとならないよう、当該土地の適正な管理に関し必要な助言及び指導を行うよう努めなければならない。

- 2 土地の占有者又は管理者は、当該土地において一時的な事業活動その他の活動を行う者に対し、当該事業活動等に伴って海岸漂着物又は漂流ごみ等となる物が河川その他の公共の水域又は海域へ流出し、又は飛散することとならないよう、必要な要請を行うよう努めなければならない。

(民間の団体等との緊密な連携の確保等)

第25条 国及び地方公共団体は、海岸漂着物等の処理等に関する活動に取り組む民間の団体等が果たしている役割の重要性に留意し、これらの民間の団体等との緊密な連携の確保及びその活動に対する支援に努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の支援に際し、同項の民間の団体等の活動の安全性を確保するため十分な配慮を行うよう努めるものとする。
- 3 国は、海岸漂着物等の処理等の推進に寄与した民間の団体及び個人の表彰に努めるものとする。

(海岸漂着物等に関する問題についての環境教育の推進)

第26条 国及び地方公共団体は、環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律（平成15年法律第130号）第9条第1項の規定の趣旨に従い、海岸漂着物等に関する問題について、環境教育の推進に必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(海岸漂着物等の処理等に関する普及啓発)

第27条 国及び地方公共団体は、海岸漂着物等の処理等に関し、広報活動等を通じて普及啓発を図るよう努めなければならない。

(技術開発、調査研究等の推進等)

第28条 国は、海岸漂着物対策を効果的に推進するため、海岸漂着物等の効率的な処理、再生利用、発生の原因の究明等に関する技術開発、調査研究等の推進及びその成果の普及に努めなければならない。

(国際的な連携の確保及び国際協力の推進)

第28条の2 国は、海岸漂着物対策を国際的協調の下で推進することの重要性に鑑み、海岸漂着物対策の推進に関する国際的な連携の確保及び海岸漂着物等の処理等に関する技術協力その他の国際協力の推進に必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第29条 政府は、海岸漂着物対策を推進するために必要な財政上の措置を講じなければならない。

- 2 政府は、前項の財政上の措置を講ずるに当たっては、国外又は他の地方公共団体の区域から流出した大量の海岸漂着物の存する離島その他の地域において地方公共団体が行う海岸漂着物の処理に要する経費について、特別の配慮をするものとする。
- 3 政府は、海岸漂着物対策を推進する上で民間の団体等が果たす役割の重要性にかんがみ、

その活動の促進を図るため、財政上の配慮を行うよう努めるものとする。

(海岸漂着物対策推進会議)

第30条 政府は、環境省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関の職員をもって構成する海岸漂着物対策推進会議を設け、海岸漂着物対策の総合的、効果的かつ効率的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。

2 海岸漂着物対策推進会議に、海岸漂着物対策に関し専門的知識を有する者によって構成する海岸漂着物対策専門家会議を置く。

3 海岸漂着物対策専門家会議は、海岸漂着物対策の推進に係る事項について、海岸漂着物対策推進会議に進言する。

(法制の整備)

第31条 政府は、海岸漂着物対策を推進するための財政上の措置その他総合的な支援の措置を実施するため必要な法制の整備を速やかに実施しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、海岸漂着物等の状況その他この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成23年6月15日法律第67号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、平成23年10月1日から施行する。

附 則 (平成30年6月22日法律第64号)

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 政府は、最新の科学的知見及び国際的動向を勘案し、海域におけるマイクロプラスチック（この法律による改正後の美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（次項において「新法」という。）第六条第二項に規定するマイクロプラスチックをいう。）の抑制のための施策の在り方について速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(経過措置)

- 3 新法第13条の規定により基本方針が定められるまでの間は、この法律の施行の際現にこの法律による改正前の美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律第13条の規定により定められている基本方針は、新法第13条の規定により定められた基本方針とみなす。

(参考：法で規定する各主体の主な役割等)

【海岸漂着物対策の共通事項】 法第3条～法第8条

【国（政府）の役割等】

第8条	国際協力の推進	海岸漂着物対策の実施に当たって、外交上の適切な対応が図られるようにするとともに、海岸漂着物に関する問題が日本と周辺国にとって共通の課題であるとの認識に立って、その解決に向けた国際協力の推進を図る。
第9条	国の責務	法で規定する基本理念にのっとり、海岸漂着物対策に関し、総合的な施策を策定し、実施する。
第12条	連携の強化	海岸漂着物対策を着実に推進するため、国、地方公共、事業者、国民、民間の団体等との連携強化に必要な施策を講ずる。
第13条	基本方針	法で規定する基本理念にのっとり、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めなければならない。
第19条	協力に関するあっせん	都道府県間における協力を円滑に進めるため必要があると認めるときは、当該協力に関し、あっせんを行うことができる。
第21条	外交上の適切な対応	国外からの海岸漂着物が存することに起因して環境保全上支障が生じていると認めるときは、必要に応じて関係行政機関等と連携して、外交上適切に対応する。
第21条の2	漂流ごみ等処理推進	漂流ごみ等の円滑な処理の推進を図るよう努める。
第22条	発生状況原因調査	海岸漂着物等の発生抑制を図るため必要な施策を効果的に推進するため、定期的に海岸漂着物等の発生状況及び原因に関する調査を行うよう努める。
第23条	不法投棄等防止	廃棄物処理法等の規定と相まって、森林、農地、市街地、河川、海岸等においてみだりにごみ等を捨てる行為を防止するため、必要な措置を講ずるよう努める。
第24条	土地適正管理助言指導	土地の占有者又は管理者に対し、その土地から海岸漂着物又は漂流ごみ等となる物が河川その他の公共用水域又は海域へ流出し、又は飛散することとならないよう適正管理に関し必要な助言及び指導を行うよう努める。
第25条	民間団体等連携確保	海岸漂着物等の処理等に関する活動に取り組む民間団体等との緊密な連携の確保及びその活動に対する支援に努めるとともに、活動の安全性を確保するため十分な配慮を行うよう努める。
第26条	環境教育推進	環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年法律第130号）の趣旨に従い、海岸漂着物等に関する問題について、環境教育の推進に必要な施策を講ずるよう努める。
第27条	普及啓発	海岸漂着物等の処理等に関し、広報活動等を通じて普及啓発を図るよう努める。
第28条	技術開発等推進	海岸漂着物等の効果的な処理、再生利用、発生の原因の究明等に関する技術開発、調査研究等の推進及びその成果の普及に努める。
第28条の2	国際連携確保、国際協力推進	海岸漂着物対策の推進に関する国際的な連携の確保及び海岸漂着物等の処理等に関する技術協力その他国際協力の推進に必要な措置を講ずる。
第29条	財政上措置	海岸漂着物対策を推進するために必要な財政上の措置を講じる。
第30条	海岸漂着物対策推進会議	環境省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関の職員をもって構成する海岸漂着物対策推進会議を設け、海岸漂着物対策の総合的、効果的かつ効率的な推進を図るための連絡調整を行う。

【県の役割等】

第10条	地方公共団体責務	法で規定する基本理念にのっとり、海岸漂着物対策に関し、自然的社会的条件に応じた施策を策定し、実施する。
第14条	地域計画	海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進する必要があると認めるときは、海岸漂着物対策を推進するための計画を作成する。
第17条	処理推進、助言、援助	海岸管理者等による海岸漂着物等（漂流ごみを除く。）の円滑な処理が推進されるよう、必要な技術的な助言、その他の援助をすることができる。
第19条	協力の求め	海岸漂着物の多くが他の都道府県の区域から流出したものであることが明らかであると認めるときは、当該都道府県に対し、海岸漂着物の処理その他必要な協力を求めることができる。
第20条	国へ協力の求め	海岸漂着物が存することに起因して環境保全上著しい支障が生じていると認めるときは、国その他の行政機関に対し、当該海岸漂着物の処理に関する協力を求めることができる。
第21条の2	漂流ごみ等処理推進	漂流ごみ等の円滑な処理の推進を図るよう努める。
第22条	発生状況原因調査	海岸漂着物等の発生抑制を図るため必要な施策を効果的に推進するため、定期的に海岸漂着物等の発生状況及び原因に関する調査を行うよう努める。

第23条	不法投棄等防止	廃棄物処理法等の規定と相まって、森林、農地、市街地、河川、海岸等においてみだりにごみ等を捨てる行為を防止するため、必要な措置を講ずるよう努める。
第24条	土地適正管理助言指導	土地の占有者又は管理者に対し、その土地から海岸漂着物又は漂流ごみ等となる物が河川その他の公共用水域又は海域へ流出し、又は飛散することとならないよう適正管理に関し必要な助言及び指導を行うよう努める。
第25条	民間団体等連携確保	海岸漂着物等の処理等に関する活動に取り組む民間団体等との緊密な連携の確保及びその活動に対する支援に努めるとともに、活動の安全性を確保するため十分な配慮を行うよう努める。
第26条	環境教育推進	環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律の趣旨に従い、海岸漂着物等に関する問題について、環境教育の推進に必要な施策を講ずるよう努める。
第27条	普及啓発	海岸漂着物等の処理等に関し、広報活動等を通じて普及啓発を図るよう努める。

【海岸管理者等の役割】

第17条	処理の責任	管理する海岸の土地において、その清潔が保たれるよう海岸漂着物等（漂流ごみ等を除く。）の処理のため必要な措置を講じなければならない。
------	-------	---

【市町村の役割等】

第10条	地方公共団体責務	法で規定する基本理念にのっとり、海岸漂着物対策に関し、自然的社会的条件に応じた施策を策定し、実施する。
第17条	処理への協力	海岸漂着物等（漂流ごみ等を除く。）の処理に関し、必要に応じて、海岸管理者等又は土地の占有者・管理者に協力しなければならない。
第18条	市町村の要請	海岸漂着物等（漂流ごみ等を除く。）が存することに起因して住民生活又は経済活動に支障が生じていると認めるときは、海岸管理者等に対し、海岸漂着物等の処理のため必要な措置を講じるよう要請することができる。
第21条の2	漂流ごみ等処理推進	漂流ごみ等の円滑な処理の推進を図るよう努める。
第22条	発生状況原因調査	海岸漂着物等の発生抑制を図るため必要な施策を効果的に推進するため、定期的に海岸漂着物等の発生状況及び原因に関する調査を行うよう努める。
第23条	不法投棄等防止	廃棄物処理法等の規定と相まって、森林、農地、市街地、河川、海岸等においてみだりにごみ等を捨てる行為を防止するため、必要な措置を講ずるよう努める。
第24条	土地適正管理助言指導	土地の占有者又は管理者に対し、その土地から海岸漂着物又は漂流ごみ等となる物が河川その他の公共用水域又は海域へ流出し、又は飛散することとならないよう適正管理に関し必要な助言及び指導を行うよう努める。
第25条	民間団体等連携確保	海岸漂着物等の処理等に関する活動に取り組む民間団体等との緊密な連携の確保及びその活動に対する支援に努めるとともに、活動の安全性を確保するため十分な配慮を行うよう努める。
第26条	環境教育推進	環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律の趣旨に従い、海岸漂着物等に関する問題について、環境教育の推進に必要な施策を講ずるよう努める。
第27条	普及啓発	海岸漂着物等の処理等に関し、広報活動等を通じて普及啓発を図るよう努める。

【県民の役割等】

第11条	国民の責務	海岸漂着物対策の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国及び地方公共団体が行う海岸漂着物対策に協力するよう努める。
第11条	国民の責務	所有する物を適正に管理・処分し、占有又は管理する土地を適正に維持管理等し海岸漂着物等の発生抑制に努める。

【事業者の役割等】

第11条	事業者の責務	事業活動に伴って海岸漂着物等が発生することのないように努めるとともに、国及び地方公共団体が行う海岸漂着物対策に協力するよう努める。
第11条	事業者の責務	所有する物を適正に管理・処分し、占有又は管理する土地を適正に維持管理等し海岸漂着物等の発生抑制に努める。
第11条の2	マイクロプラスチック使用抑制等	マイクロプラスチックの海域への流出が抑制されるよう、通常の用法に従った使用の後に、河川その他の公共用水域又は海域に排出される製品へのマイクロプラスチックの使用抑制に努めるとともに、廃プラスチック類の排出が抑制されるよう努める。

【土地の占有者又は管理者の役割等】

第17条	処理の責任	占有又は管理する海岸の土地において、その清潔が保たれるよう海岸漂着物等（漂流ごみ等を除く。）の処理のため必要な措置を講じるよう努める。
第24条	土地適正管理	当該土地において一時的な事業活動その他の活動を行う者に対し、当該事業活動等に伴って海岸漂着物又は漂流ごみ等となる物が河川その他の公共用水域又は海域へ流出し又は飛散することとならないよう、必要な要請を行うよう努める。



やまぐちのキレイな海岸フォトコンテスト 2020 環境保全活動部門 最優秀作品

山口県環境生活部廃棄物・リサイクル対策課

〒753-8501 山口市滝町 1-1 TEL083-933-2992
<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a15700/index/>